

足立区育英資金の免除条件付緊急貸付資格及び条件

[貸付資格]

免除条件付緊急貸付の申請時において、足立区育英資金貸付条例の規定に基づき大学、専修学校（専門課程）及び高等専門学校（4年次及び5年次に限る）の学資金の貸付を受け、かつ、免除条件付緊急貸付の申請時において、これらの大学等に在学していなければなりません。

[返済免除となる条件]

免除条件付緊急貸付を受けた者が大学等を正規の修業年数で卒業した場合は、追加貸付に係る償還金の全額免除となります。

[正規の修業年限で卒業できず、返済していただく場合]

- 1 免除条件付緊急貸付により貸し付けた学資金は、大学を卒業した日または退学した日の属する月の翌月から起算し1年を経過した後、月賦の方法により、20回で償還となります。
- 2 免除条件付緊急貸付に係る利息及び違約金については、足立区育英資金条例第9条の規定の例によります。

第9条 学資金の貸付は無利子とする。

- 2 学資金の貸付を受けた者が貸付金を償還期限までに支払わなかった場合において正当の事由がないと認められるときは、年10.95パーセントの割合をもって償還期限の翌月から支払の日までの日数によって計算した違約金を徴収する。